



人権擁護委員に関するお問合せは、  
東京法務局人権擁護部（電話（代表）  
03-5213-1234）へどうぞ

# ～あなたの街の相談パートナー～

## 人権擁護委員制度

人権擁護委員制度は、昭和23年7

### 人権擁護委員制度 のあゆみ

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を、日々、地域の中で行っています。

### 人権擁護委員って どんな人？

皆さんは「人権擁護委員」をご存じですか？  
現在、東久留米市においては、6名の  
人権擁護委員が活動しています。

月17日に公布・施行された人権擁護委員令によって誕生しました。  
昭和24年6月1日には、同令の廃止とともに人権擁護委員法が施行され、現在の人権擁護委員制度が確立しました（ちなみに、この6月1日を「人権擁護委員の日」としています）。

人権擁護委員の数は、創設当初は非常に少数でしたが、現在では約14、000人となっており、全国に人権擁護委員の活動が浸透するに至っています。人権擁護委員は、民間の中にあって、弱い立場にある人の心に寄り添い、創意工夫をこらして、地道な活動を積み重ねてきました。

### 人権相談～ひとりで悩まないで

人権擁護委員の活動の一つである人権相談は、法務局、地方法務局又はその支局等で行っています。  
相談は無料で、相談についての秘密は厳守します。  
いじめ、差別、虐待など、ひとりで悩まず人権擁護委員に御相談ください。  
電話による相談は、みんなの人権10番（0570-003-110）等があります。

### 人権擁護委員として活動しませんか

あなたも、人権擁護委員として地域に貢献しませんか。興味を持たれた方は、上記の問合せ先にご連絡ください。



特設人権身の上相談（市役所屋内ひろばで実施）の様子

